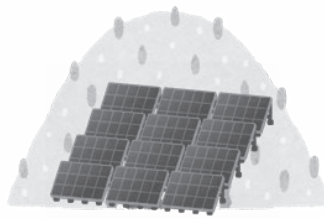


【質疑】固定資産税償却資産分補正について、当初予算額との賦課額に差が生じた理由はあるのか。

【答弁】当初予算編成時にあって、新規太陽光発電事業分の詳細な算定資料が存在しなかったため、発電規模に国が公表する「1キロワットあたりの資本費」を乗じて仮の評価額を見込んでいた。一方、固定資産税の賦課時点では、令和8年度の償却資産申告書に基づき、正確な評価額を算定している。

なお、当初予算額との差が大きくなった要因は、予算編成時に見込めなかった設計費や造成工事費が、償却資産に含まれたことが影響している。



【質疑】最高裁判決により、平成25年8月にさかのぼって生活保護の追加給付を行う補正であるが、遡及期間は相当に長い。対象世帯を何件と見込んでいるのか。

【答弁】平成25年8月から本年3月までの間に生活保護を受給していたことがある世帯が対象となり、本年4月1日時点で生活保護を受給中の212世帯と、生活保護を受給していない190世帯の合計402世帯を見込んでいる。

【質疑】省エネ家電導入促進補助金の内容および交付申請手続きの詳細は。

【答弁】国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、省エネ性能の高い家電製品導入費用の一部を助成するものである。

対象品目はエアコン、冷蔵庫および冷凍庫、テレビの3品目で、資源エネルギー庁が定めた「統一省エネラベル」多段階評価点「三つ星以上の

省エネ機器を対象とする。対象費用は購入、搬送、設置、撤去、リサイクル費用とし、補助率は導入費用の3分の1、補助金限度額は市内店舗・事業所からの導入の場合は5万円、市内量販店・ホームセンター等から導入の場合は2万円を予定している。

交付申請手続きは、対象期間に市内の住居に対象機器を設置後、交付申請書に領収書、保証書などの購入・設置を証明する資料を添えて提出する。

【質疑】ツキノワグマ対策事業について、1件あたりの補助上限額と何件の利用を見込んでいるのか。

【答弁】1件あたり10万円で、50件の利用を見込んでいる。

【質疑】今後追加で空き家にある不要な柿や栗等は対象にならないのか。

【答弁】令和7年度は空き家の柿や栗の所有者に自治会長等が市の誘引木伐採事業の内

容を連絡していただき、伐採に至ったケースがあることから、必要に応じて対応を行うとともに、ホームページなどで周知を図っていく。

【質疑】海外プロモーション事業を当初予算ではなく、補正予算として計上した理由と、事業実施時期は。

【答弁】本事業は、県の宿泊税を財源とした宿泊税市町村交付金を活用し、観光資源の魅力の増進等新規または拡充事業を行おうとするもの。

宿泊税市町村交付金の県要綱は、令和8年4月1日付で施行されたもので、本年度の当初予算編成時には間に合わなかったため、6月補正で提案した。

事業実施時期は、8月にシンガポール、10月にタイで開催される旅行博への出展を中心に事業を進めていく。



旅行博の様子

【質疑】令和7年度に実施した海外プロモーション事業を検証した結果、どのような効果があったか。また令和8年度の事業をより発展させる方策は。

【答弁】令和7年度は、富裕層向けに造成した一人65万円の2泊3日の旅行商品を台湾からのグループ6人に購入いただき、満足度アンケートの結果は5段階評価中4.83点となり、十分に満足いただいたと認識している。

令和8年度は、令和7年度の取り組みを一過性のものに